

最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「業務改善助成金」という。)は、最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主(事業場内の最低賃金額が沖縄県最低賃金額以上で時間あたり800円未満の労働者を使用している事業主に限ります。)を支援する目的で設けられた助成金制度です。

対象事業主

中小企業事業者が対象事業者となります。

中小企業事業者とは、下表のいずれかに該当する事業者(個人事業者を含む)をいいます。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

支援の概要

時間あたり800円未満の労働者を使用している中小企業事業者が、最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金を時間給または時間換算額で40円以上引上げる賃金引上計画を策定し、引上げを実施するとともに、労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則(10人未満の事業場においては就業規則に準ずるものも可)の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1(常時使用する労働者の数が企業全体で30人以下の小規模事業者においては4分の3)を国の予算の範囲内で助成する制度です。(業務改善助成金の上限は100万円、下限は5万円です。)

なお、新たに10人以上の労働者の時間あたり賃金を60円以上引き上げた場合においては、引上げた人数に応じて業務改善助成金の上限が最大150万円まで増額されます。

支給の対象となるもの

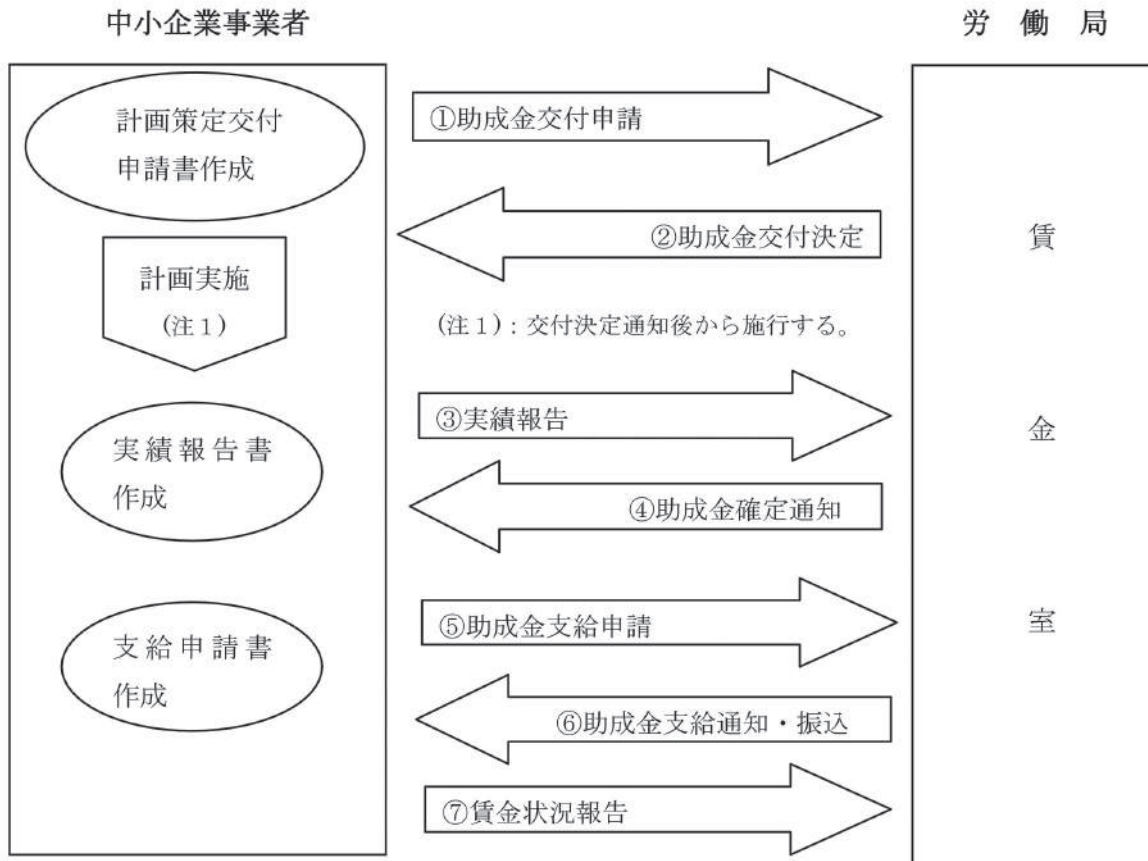
この助成金は、職場の業務を効率化(改善)することによって経費を削減し、その経費を労働者の賃上げに回していただくことで支給されるものです。

この助成金の支給対象としては、新しい生産機械の導入、管理システム開発・導入などのための費用などがあり、ソフト・ハード面に多様に活用することが可能です。

なお、平成27年2月3日より業務改善助成金交付要綱の変更に伴い、車両の導入については、特殊用途自動車に限定され、パソコンについても特定業務専用のシステムが組込

まれ汎用ソフトが使用できないものに限定されています。

手続きの流れ



※助成金の支給を受けるためには、このほかにも要件があります。

また、上記手続きの流れから①助成金交付申請は、平成28年1月31日までに行う必要があります。

利用を検討される場合は、事前に沖縄労働局労働基準部賃金室または下記最低賃金相談支援コーナーにお問い合わせの上、詳細をご確認ください。

問い合わせ先

沖縄労働局労働基準部賃金室
那覇第2地方合同庁舎1号館3階
TEL 098-868-3421

沖縄県最低賃金総合相談支援センター
那覇市港町2-5-23
一般社団法人沖縄県労働基準協会内
TEL 098-868-2826